

令和5年第2回水戸市議会定例会

陳情文書表（Ⅱ）

水戸市議会

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	付託委員会
第 11 号	5 . 6 . 16	「広報等配布事務委託契約」に基づく「委託料」交付金の不適切な取り扱いに関する陳情	<p>《陳情趣旨》</p> <p>令和4年第3回水戸市議会定例会に提出され、常任委員会「総務環境委員会」に審査が付託された「広報紙等配布委託に関する陳情」（審査結果は同年12月20日付不採択）及び令和5年第1回水戸市議会定例会に提出、総務環境委員会に審査付託（審査結果は令和5年5月29日付通知、提出時の議員の任期中に結論が得られず審議未了）に関して、水戸市民憲章（昭和45年12月1日条例制定）並びに市民と行政との協働都市宣言（平成21年11月3日宣言）を推進する立場にあり、かつ世界遺産登録を目指す水戸の市民として申し述べるとともに陳情するもの。当該事件は、水戸市長と水戸市住みよいまちづくり推進協議会会長（以下「水住協」と記載）を甲・乙として毎年度契約、更新している広報等配布事務委託契約に基づき交付される委託料という交付金の取扱いに係る問題で、自治会長・町内会長らが毎年度末3月上旬に委託料交付金を受領しているにもかかわらず、この交付金が自治会・町内会の会計帳簿や総会資料に記載、所属会員に報告されずに、一部の受領者らによって占有されているものである。平成28年に水住協の内規である要項の改正によって、各自治会・町内会の会計帳簿や総会資料である予算決算書に明記し所属会員に報告することになったが、一部で不履行状態が散見される。さて私の会においても過去に、「会長が市報を回覧物と一緒に回覧配布しており、毎年、市からのお金（委託料）を受領している。このことが総会で報告されない」という情報が寄せられた。会員らに事実関係・経緯を確認するも、8割程度の会員は実態を把握しておらず、長年会長経験者だけによる事務引継ぎとして処理されてきたのである。会長経験者であった長老（現在は故人）に確認した結果、「そのお金は、市政協力員に対する報酬と同じであり、自治会長・町内会長個人宛てに支払われているため個人として受け取っている」との回答であった。このため市民センターで当時の「平成〇年度広報等配布事務委託費の交付について」の交付通知書様式を閲覧したところ、当時の宛名は個人氏名のみが記載されており、自治会・町内会組織名称と職位名称は付記されていなかったのである。また、水住協が策定していた「町内会・自治会等運営の手引き」においても、委託料交付金の流れを示した部分には、組織名称であるべきと思われる部分が、「町内会・自治会長」という職位名称になっていたのである。（平成28年頃～平成31年にかけてそれぞれ是正されてきた経緯がある。）</p> <p>1 水住協発足に至る疑問、水戸市の水住協に対する「業務監査」の履行に係る疑問</p> <p>水住協は平成8年度から発足している。これ以前の平成5年～7年にかけて、当時の「水戸市自治連合会」組織と「水戸市民憲章推進協議会」組織との統合の機運</p>	総務 環境

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			<p>が高まり、おおむね小学校の学区を単位とした「地区会」が順次構成・発足している。この経過を経た上で、平成8年度から水住協が発足、既に発足していた「地区会」の会長が水住協の理事職に就任している。平成8年第1回水戸市議会定例会会議録第2号によれば、3月11日の代表質問において、水住協の発足に当たり、(新組織体への移行に関して)議会への報告不足と多額の予算を充当することへの水住協の組織運営力も踏まえた両面から、市執行部に見解を求めている。この質問に対して、市民環境部長は「住民組織の一体化について、議会への報告を怠ったことについて、誠に遺憾に存じております。今後におきましては、この反省に立って遺漏のないよう十分に配慮してまいります」との趣旨で答弁、その後、組織再編の趣旨・経緯及び予算額の内訳を説明している。にもかかわらず、令和5年1月の地元新聞では、水住協傘下の自治会・町内会レベルでの委託料交付金の不適切な取扱い事案について報道している。長年、委託料という交付金の不適切な取扱いが継続している背景には、発注者である水戸市が受託者である水住協と傘下団体を対象とした業務監査体制の不備並びに市政モニターやインターネットモニター制度、市内在住で自治会・町内会に加入する市職員らを活用した委託料交付金の取扱い状況の確認と透明性の向上を怠ってきたことに課題があるものと考えている。また自治会長・町内会長の職は、規模の大小にかかわらず、組織の統率力や経理面での運営力が基盤となるため、地域のキーパーソンでもある民生委員・児童委員、保護司、地方公務員経験者などが就任するケースも多いとの声を聞く。水住協発足から長期間を経ていることから可能性として論ずれば、これらのキーパーソンはじめ水戸市の職員・非常勤職員らも不適切な取扱いについて聞き及んでいたのではないかと危惧している。後述するが、委託料交付金が個々の団体の会計帳簿・金銭出納帳に入金される前に占有化されるという行為が一部で常態化しているのであれば、組織の統括団体・受託者として水住協の倫理・ガバナンス能力が問われるものと考えている。</p> <p>2 当該事務委託契約書及び更新状況を公表しないことへの説明不足</p> <p>年間4,000万円を超えるような公金の使途に関する契約について、発注者である水戸市は随意契約として事務処理してきたものと思われる。しかし水戸市のホームページや広報紙等では本件契約に関する公表は行われてない。水戸市の職員は「水戸市財務規則に基づき公表の義務はない」としている。契約種別の選択肢が、地方自治法施行令第167条の2第1項に定める諸々の随意契約要件に抵触しない理由を論理的に解明・補完、随意契約の趣旨が例外的契約行為とされていることも踏まえ、水戸市民に対して「なぜ随意契約が望ましいのか(理由書)」を公表すべきである。</p>	

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			<p>水戸市内での自治会・町内会への加入率はおおむね51～52%と年々減少しており、未加入の水戸市民に対しても公正・公平性、透明性の確保は全体の奉仕者としての義務であろう。地方公共団体の調達事務は機会均等・競争性及び公正性・透明性を確保することが原則であることから、随意契約の対象案件については全てあらかじめ発注の見通しや契約締結前後での市民への公表が必須であるとも考えている。法律の解釈・運用上からも問題がないのか判断根拠とともに説明責任を果たすべきである。</p> <p>3 近年における水住協の透明性に欠ける対応</p> <p>近年、水住協においては、次の対応を行っている。</p> <p>(1) 平成28年1～3月にかけて、水住協の傘下にある自治会長・町内会長を対象としたアンケート方式の実態確認が行われた。</p> <p>(2) 平成28年8月18日付で、水住協の内規「水戸市住みよいまちづくり推進協議会広報等配布事務受託に関する要項（以下「要項」と記載）」が改正・施行され、同年12月下旬には、当時の自治会長・町内会長に対して、アンケート確認結果報告書と改正後の要項が配布されている。アンケート確認結果の報告書名称は「広報等配布事務委託費の取り扱いに関するアンケート報告書」となっているが、表紙には町内会長・自治会長対象と付記されていることから、別に詳細版報告書が存在し、地区会別に分類した報告書なども事務委託発注者である水戸市に報告されているのではないかと推察している。</p> <p>アンケートによる調査結果（主な事項）</p> <p>調査対象者1,282名（回答者987名、回答率77%）</p> <p>「全て会長が受領している」は438名（44.4%）</p> <p>事務委託費（委託料）の取扱いに関する会則または内規があるかを確認</p> <p>ある144名（14.6%）、なし824名（83.5%）、無回答19名（1.9%）</p> <p>(3) また令和元年6月に、水住協会長の氏名で自治会長・町内会長宛て通知文書「平成31年3月26日付広報等配布事務委託費の取り扱いについて」が配布された。この通知文書には平成28年8月18日から委託料の取扱いが変更されているにもかかわらず、「これまで町内会・自治会において様々な取扱いが行われていたようですが、平成31年度を機会に、全ての町内会・自治会において『水戸市住みよいまちづくり推進協議会広報等配布事務受託に関する要項』に則った取扱いを行っていただくことといたします」と記載されている。このほか、「なお、年度末の委託料の受領の際に町内会・自治会の予算書を拝見させていただく場合も想定されま</p>	

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			<p>すので、御了承ください」との記載もある。しかし、私が所属している地区会では、これまでに自治会・町内会の予算書・決算書の確認が行われたことはない。水住協のミッションは何かを考えた場合、調査報告書等の情報公開や理事会会議、配布資料、議事録の公表は、現代社会においては常識的な対応であり、閉ざすことの理由・目的が不明確である。このような対応では自治会・町内会への加入率は減少の一途をたどるであろう。</p> <p>4 事務委託料の交付に関する規程・規則等への疑問</p> <p>水戸市における委託料交付に関する規程・規則について、次の経過を経てきたことが情報公開資料から推察できる。</p> <p>①水戸市市政協力委員設置規則（昭和32年水戸市規則第2号）、平成2年4月1日から廃止。</p> <p>②水戸市自治連合会に対する委託事務費交付規程（平成2年水戸市規程第6号）、平成4年4月1日から廃止。</p> <p>しかし、平成4年度から平成8年度（水住協が発足）までの期間については、公開資料から情報を得ることができない。水住協発足に当たって、どのような検討が行われたかは、平成8年第1回水戸市議会定例会会議録第2号における代表質問議員の発言記録以外に見当たらないものと思われる。今後の水戸市における調査、検証を期待したい（水戸市の内規で措置された可能性も否定はできない）。また長年、委託料の不適切な取扱いが顕在化しなかった背景には、水住協という新組織体への移行時において二元代表制が機能しなかったことに起因しているのではないかと考えている。</p> <p>最後に、市民と行政との協働都市宣言の趣旨を踏まえたまちづくりを促進すべき水戸市民として、水戸市の条例等についても触れておきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水戸市長の政治倫理に関する条例（平成26年3月26日） ・ 同上 施行規則（同上） ・水戸市議会政治倫理条例 （平成20年9月30日） ・ 同上 施行規程（平成21年3月3日） <p>水戸市民・主権者としても内容を認識しておきたい。良好な地域社会は、信頼関係と多様性・創造性が核となって形成されていくものではないだろうか。社会環境の変化から乖離してしまった慣習慣例は、時として、リノベーションやスクラップアンドビルドアップも必要となるだろう。令和3年に水戸市教育委員会が作成した「天下の</p>	

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			<p>魁・水戸の先人の生き方に学ぶ」という資料が存在している。先人の教えは、コミュニティ活動に関わっている者にとっても道しるべになっている。また、水戸市民として水戸市民憲章策定の理念を認識しつつ、一方では私たちを取り巻く社会環境の変化に応じた具現化方策を再考すべき時期にあるものと考えている。</p> <p>《陳情事項》</p> <p>1 委託料交付金の現金手交の是非、随意契約の適切な運用並びに水住協に頼らない水戸市民全世帯を対象とした広報紙配布手段、さらにはデジタル化社会に抵抗のある高齢者層に対する広報紙配布の在り方など、合理性も備えた見直しについて、二元代表制の下で論議（審査・調査）を行っていただくよう陳情するものである。</p> <p>その理由は次のとおりである。</p> <p>(1) 一定の地域における自治会・町内会は、行政情報や小地域的な情報伝達、連絡調整ばかりではなく、地域環境の整備、自治会・町内会が所有する集会所施設の維持管理、良好な地域社会の形成を目的とした共同活動も行っており、親睦団体としてではなく、地方自治法第260条の2で述べている「地縁による団体」または「認可地縁団体」でもあること。しかし喫緊の課題は高齢化社会の進展に伴い、担い手不足が顕著となり自治会・町内会役員らに相当な負担を及ぼしており、負のスパイラル（自治会・町内会離れ）に陥っている。負担軽減策が必須であるとともに、我が国は確実に人口減少社会に向かっていること。</p> <p>(2) 水戸市、水住協・地区会、自治会・町内会長は、水戸市民憲章を実践し、水戸市コミュニティ推進計画（第3次）及び市民と行政との協働都市宣言に基づき将来展望をも描きつつ、一方では協働事業を促進する立場の当事者でもあること。</p> <p>2 水戸市長においては、水住協発足以降、委託料の不適切な取扱いに起因して、水戸市民からの公金が適切に運用されてきたか厳格に検証するとともに、結果を議会に報告し、二元代表制の下で補償策を論議していただくよう陳情するものである。</p> <p>3 水戸市長においては、水戸市職員の自治会・町内会への加入状況を早急に確認、市広報モニターやインターネット広報モニター制度との相乗活用を図ることで、委託料交付金の取扱い状況を広くチェックできる仕組みを確立、より一層の透明性の向上に取り組むこと。あわせて市職員に特化した自治会・町内会への加入率を議会に報告するよう陳情するものである。</p> <p>4 水戸市長においては、地方自治法第157条に基づき、水住協とその理事会を構成する地区会との総合調整を行い、地方自治法第260条の2に基づく「認可地縁団体」として法人化し、組織のガバナンス向上を図るよう陳情するものである。</p>	

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			5 水住協は、会則に定める目的及びその事業からして、広く水戸市民に、理事会議等の公開を促進するとともに情報公開と透明性の一層の向上を図ること。開かれたコミュニティ活動の下、多様性と柔軟性を備えた組織への転換、メリハリのある具現化方策を早急に公表し、自治会・町内会加入率の再興に向け取り組むこと。	